

令和 5 年 5 月 18 日現在

機関番号：33905

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13515

研究課題名(和文) ヨーロッパ地域における人権保障アプローチの多元化とネットワーク化

研究課題名(英文) Pluralistic and interacted approach to human rights protection in Europe

研究代表者

竹内 徹 (TAKEUCHI, Toru)

金城学院大学・国際情報学部・講師

研究者番号：90823138

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：ヨーロッパ人権条約は、人権を国際的に保障する取り組みのなかで最も実効的であると評価されている。ところが、そうした評価を支えているはずの同条約の実施制度はこれまで、主としてヨーロッパ人権裁判所の活動との関係で把握されるという狭隘なものであった。本研究では、ヨーロッパ人権裁判所を含むヨーロッパ評議会の複数の機関(の活動)が相互に影響し合う一種のネットワークが形成されており、そのもとでヨーロッパ人権条約が実施されていることを部分的に実証した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

人権を国際的に保障する取り組みにおいては、条約締約国から独立した個人専門家の集団によって当該条約を実施することが主流になっている(例えば自由権規約)。これは一種の司法化と呼べる現象であり、政治部門による人権活動(例えば国連人権理事会による普遍的定期審査)とは区別される。本研究では、司法化を牽引してきたヨーロッパ人権条約においても純粋な司法的アプローチは採用されておらず、そこにはむしろ限界があることが明らかになった。これは、人権の国際的保障のあり方をめぐる議論に貢献するものである。

研究成果の概要(英文)：European Convention on Human Rights is often regarded as the most effective system in the field of international human rights law. Although that reputation might be reasonable, implementation of the Convention has so far been analyzed by focusing on activities of the European Court of Human Rights. It is indeed widely said that the Convention's effectiveness is based on the (pure) judicial approach.

During the research period, modification to that general understanding has been tried. The Convention is in fact implemented through a series of interacted activities of several organs of the Council of Europe including not only the Court but also the Committee of Ministers, the Parliamentary Assembly and the Venice Commission. It has been found that this pluralistic and interacted approach to human rights protection is one of the main causes of the Convention's effectiveness.

研究分野：国際法、国際人権法

キーワード：ヨーロッパ人権条約 ヨーロッパ人権裁判所 ヨーロッパ評議会 共有された責任 国際人権法

1. 研究開始当初の背景

本研究の対象であるヨーロッパ人権条約（以下、単に「条約」とすることがある）は、1953年に発効し、現在ではヨーロッパ地域の46か国を締約国とする（ウクライナ侵略を原因に、ロシアは2022年9月に条約を脱退した）。実施機関としてヨーロッパ人権裁判所が設置され、条約に定める権利を侵害された個人は、同裁判所に訴えを提起することができる。こうした仕組みを根拠にヨーロッパ人権条約は、しばしば、人権の国際的保障制度のなかで「最も実効的」であると評価されてきた（Helen Keller *et al* (eds.), *A Europe of Rights* (OUP, 2008), p. 3）。ここには、同条約の実効性を確保するうえでは司法機関である人権裁判所が決定的な役割を果たす、という人々の確信が存在する。

注意が必要なのは、こうした確信が、人権裁判所の活動に偏重した従来の研究動向に支えられてきたということである。ヨーロッパ人権条約は現在まで実施制度の改革を繰り返してきたが、それは人権裁判所の組織と権限を強化する歴史（司法化の歴史）であったと理解されている（Ed Bates, *The Evolution of the European Convention on Human Rights* (OUP, 2010)）。その結果、従来の研究の多くは、人権裁判所の活動（のみ）をその対象としてきたのである。

2. 研究の目的

上述のようにヨーロッパ人権条約をめぐる従来の研究が人権裁判所の活動をその対象としてきたのに対して、本研究は、同条約の母体機構であるヨーロッパ評議会の各機関およびEUの諸機関がその実施に関わっていることに着目する。この点についての申請当時の仮説は、複数の人権保障アプローチを有機的に結合するネットワークがヨーロッパレベルで形成されており、そのもとでヨーロッパ人権条約が実施されている、というものであった。「ヨーロッパ人権条約＝司法的アプローチ」という従来の単純な理解に対して、本研究は、同条約の実施システムをこうしたネットワークとして、換言すれば人権裁判所のフォーマルな裁判手続に尽くされないダイナミックなプロセスの総体として理解し、その仕組みと実態を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

ヨーロッパ評議会の各機関は、その構成と活動（人権に関する活動）の性格において多様なアプローチを採用している。そこで本研究では、これら複数のアプローチを有機的に結合するネットワークが形成されており、そのもとでヨーロッパ人権条約が実施されているのではないかと、そしてそれが同条約の実効性を高めているのではないかと、という問いを立て、その検証を行う。

ここにいう有機的に結合されたネットワークとは、具体的には、各機関の間で生じる相互参照と相互監視のことを意味する。相互参照とは、各機関が独自の任務を負いながらも互いの活動に依拠し合い、その判断を相互に参照している状態を指す。相互監視とは、各機関が単純な相互依存の関係にあるわけではなく、同時に互いの活動を（緩やかに）監視し合う独特の緊張関係に立っている状態を指す。本研究では、こうした相互参照と相互監視の態様を明らかにし（ヨコの関係の解明）加えてそれが条約の国内実施に及ぼす影響を考察することで（タテの関係の解明）上述の目的の達成を目指す。

4. 研究成果

(1) 実体的側面における人権保障アプローチの多元化とネットワーク化

判決不履行確認訴訟の提起

2019年には、人権保障アプローチの多元化とネットワーク化という観点から注目すべき展開があった。ヨーロッパ評議会閣僚委員会が人権裁判所に付託した判決不履行確認の申立に対して、同裁判所が判決の不履行を認定する決定（Ilgar Mammadov 対アゼルバイジャン事件）を同年5月に下したのである。人権裁判所判決の履行監視は伝統的に政治機関である閣僚委員会の任務であったが、2010年以降、これに人権裁判所を関与させる手続が導入されていた。すなわち、締約国が判決の履行を執拗に怠っていると判断した場合に、閣僚委員会は判決不履行の認定を人権裁判所に求めることができる。この手続が今回初めて利用されたのである。

判決不履行確認訴訟は事実上その利用を封印されたと評価されることもあるが、閣僚委員会が今回このような重い腰をあげた背景には、ヨーロッパ評議会議員会議の動きかけがあったことを忘れてはならない。議員会議は閣僚委員会と並ぶ評議会規程上の機関であり、加盟国の（政府代表ではなく）議会代表で構成される。閣僚委員会に対しては、勧告や質問を提出し、また同委員会から要請があった場合に意見を提出する権限を有している。議員会議はその勧告において、Mammadov 事件を名指しすることはしなかったものの、判決の不履行が継続している事案について不履行確認訴訟を含む断固たる措置をとるよう閣僚委員会に求めたのである。閣僚委員会の活動を議員会議が緩やかに監視していることが窺える。閣僚委員会は議員会議の勧告に対して回答（reply）を提出するようしており、両者の間には、説明責任に基づく緊張関係の存在を指摘することができる。

このように Mammadov 事件については、人権裁判所、閣僚委員会、議員会議という三機関の連携によって条約の実施が確保されたといえよう。しかし、既にこうした仕組みは限界を露呈しつつあるようにも見える。判決に従わない国に対して人権裁判所がその判決の不履行を認定するいわば「第二の判決」を下すことに、どれほどのインパクトがあるのかは疑問である。実際、人権裁判所は、Mammadov 事件において、締約国の不履行責任を認定しながらも、判決の履行を含む条約の実施は締約国の「良識」に依っている面があると述べている。そうであれば、ヨーロッパ人権条約はこうした課題をどのように克服しようとしているのか、更なる検討が必要である。

条約違反と締約国の再審義務

国際的な裁判所であるヨーロッパ人権裁判所が国内裁判の不備について条約違反を認定した場合に締約国は再審義務を負うか。人権裁判所の判決は、国際平面においては当然に法的拘束力を有するが、国内平面では宣言的性格のものとされており、また、条約が国内的効力を有する締約国においても人権裁判所の判決が国内において当然に効力を有するとは限らない。こうした事情に照らせば、少なくとも、人権裁判所の判決が直接に国内裁判所の判決を無効にするような事態は生じない。このことは条約の起草当時から確認されてきた。

他方で、国内で公正な裁判が行われず、それについて人権裁判所が条約違反（裁判を受ける権利の侵害）を認定した場合に締約国は再審義務を負うか、という問題が 1990 年代以降議論されるようになった。人権裁判所は従来、締約国には再審義務は生じないとしてきた。現在でもこの判例は踏襲されているものの、人権裁判所はその判決のなかで、再審の実施が判決を履行する最も適当な方法であると述べて、締約国に再審を促すという実行を積み重ねてきた。実はこの背景には、閣僚委員会が、判決の履行監視の際に再審の実施を締約国に求めてきたという事情がある。人権裁判所の実行は、先行する閣僚委員会のそれを参照した結果であると評価できる。

締約国の再審義務をめぐるのは、その後 2017 年に注目すべき判決が出された。Moreira Ferreira（第 2）事件において人権裁判所は、締約国に再審を命じる権限が自身にはないとしたうえで、こうした「勧告」の（法的）効果については、その実施における広範な裁量を締約国に認めるものだと述べたのである。この判決を注意深く読み解くと、国際的裁判所による違反認定を理由とする再審義務の有無というデリケートな問題に関与することを避けようとする、ある意味での戦略的判断を人権裁判所に観察することができる。つまり、人権裁判所は、そうした問題の処理は政治機関でありヨーロッパ評議会の意思決定機関でもある閣僚委員会に委ねた方がよい（その方が事態の進展が望める）と考えているのである。実際、閣僚委員会は、人権裁判所判決の履行監視活動を通して、また締約国に向けて発する勧告を通して、人権裁判所による違反認定を理由とする再審を可能とする法整備を行うよう締約国に求めてきた。結果として現在では、とりわけ刑事裁判について、大多数の締約国がそのような国内法を整備している。再審の実施については、人権裁判所によるハードなアプローチと閣僚委員会によるソフトなアプローチとが相俟って進捗してきたといえる。

「共有された責任」概念の浸透と実践

ヨーロッパ人権条約の実施をめぐる近年しばしば言及されるものに、「共有された責任（shared responsibility）」という概念がある。これは、人権裁判所への個人申立件数の増加を直接の契機にして提唱されたものである。つまり、申立件数の増加スピードを緩和する、あるいは申立件数を減少に向かわせるための一種のスローガンであり、ヨーロッパ人権条約の実施に関わる各機関が互いに協力しながらその責任を果たすことで、同条約の効果的な実施を目指すものである。具体的には、ヨーロッパ人権裁判所、閣僚委員会および締約国を相互補完的なものと捉えることで三者の協働関係を強調するものであり、その有用性に注目が集まっている。その意味で、一見すると「共有された責任」概念は、人権保障アプローチの多元化とネットワーク化を押し進めるものであるかのように思われる。

しかしながら、この概念は、三者の活動の相互浸透をもたらす可能性がある一方で、それゆえに三者の権限配分の従来の境界線を曖昧にするものでもある。その結果、「共有された責任」概念の実践は、実際にはむしろ境界線の明確化（再定義）や権限の争奪戦といった現象を生じさせており、必ずしも条約の効果的実施につながっているわけではない。このことは、人権裁判所が判決の履行監視に関与するパイロット判決や判決不履行確認訴訟、締約国と閣僚委員会との関係の質的变化をもたらす判決履行監視手続の強化などに、すでに具体的現象としてあらわれている。スローガンとして語られる「共有された責任」概念には、こうした弊害や副作用を不可視化する効果があることには、十分に注意する必要がある。

研究課題との関係でいえば、以上の考察は、人権保障アプローチの多元化とネットワーク化の効果を消極的に解明し、その限界や課題を明らかにするものである。つまり、「共有された責任」概念を梃子にした三者の連携は、申請当初の仮説で想定していた相互参照と相互監視による好循環という形では生じておらず、三者の活動の相互浸透は、制度化されたハードな仕組みによっては現在のところ成功していないのである。

（２）手続的側面における人権保障アプローチの多元化とネットワーク化

以上の研究成果は、ヨーロッパ人権条約の実体的権利の保障におけるアプローチの多元化とネットワーク化に関するものであるが、多元化とネットワーク化は手続的側面でも生じている現象である。すなわち、条約制度の形成過程における参加主体（アクター）の多様化あるいはネ

ットワーク化である。こうした現象の分析を行う背景には、国際的裁判所であるヨーロッパ人権裁判所の正統性に対する批判の高まりが一部の締約国で同裁判所の判決の履行を困難にしているという事情がある。民主的な選挙で選ばれた議会が制定した法律やそれを適用した国内判例に人権裁判所が口を挟むのはなぜか、人権裁判所は国内機関の決定を尊重するべきではないか、といった批判がそれである。

こうした批判が頂点に達したのが、2013年に採択されたヨーロッパ人権条約第15議定書による「補完性原則」と「評価の余地理論」の明文化である。同議定書は2021年に発効した。他方、ここで想起したいのが、ヨーロッパ人権条約が古くから「ヨーロッパ公序」とみなされてきたことである。そうであれば、解釈を通してヨーロッパ公序を具体化するヨーロッパ人権裁判所には、そうした任務を行うに相応しい正統性が求められるだろう。実は、条約制度の形成には、締約国（閣僚委員会）だけでなく、政府専門家で構成される人権運営委員会や専門家委員会、評議会加盟国の議会代表で構成される議員会議、さらには国際NGOなど多様なアクターが関与している。それらによってヨーロッパレベルでの政策・価値形成、職能的議論を可能にする専門知識や経験、さらには市民社会の活動や国際世論などが効果的に動員されることで、条約制度の形成はある種の公共空間で行われているのである。

こうした条約制度の形成過程の多元化とネットワーク化は、ヨーロッパ人権条約をヨーロッパ公序と観念する立場を手続的側面から後押しすることで、ヨーロッパ人権裁判所の正統性批判に対するひとつの回答を提供し、究極的には条約の実効性を高めることに貢献するだろう。

（3）総括

以上を踏まえて本研究を総括すれば、ヨーロッパ地域における人権保障アプローチの多元化とネットワーク化は、実体的側面と手続的側面の両方において観察できる現象である。こうした人権保障アプローチの多元化とネットワーク化というヨコの関係は、条約機関と締約国とのタテの関係にも影響を与えており、ヨーロッパ人権条約の実効性を支えている。これは、ヨーロッパ人権条約制度が（専ら）司法的アプローチに依存しているとする従来の一般的な理解に部分的に修正を迫るものである。他方で、とりわけ「共有された責任」概念の実践に見られるように、それが必ずしも条約の実効性の向上に結びつかない現象も生じており、内部に矛盾や課題を抱える条約の姿も明らかになった。

このように、本研究では、ヨーロッパ人権条約を取り巻く人権保障アプローチの多元化とネットワーク化の仕組みと実態を解明することに一定の成果をあげた。他方で、その全体像の解明までには至らなかった。例えば、ヨーロッパ評議会事務総長や人権弁務官、EU基本権局の活動を十分に捕捉することはできなかった。これは今後の課題である。また、ウクライナ侵略を理由として、2022年3月にロシアがヨーロッパ評議会から除名され、同年9月にヨーロッパ人権条約の締約国でなくなったことは、同条約制度に大きな衝撃を与えた。近い将来におけるロシアとの関係修復は困難であるとしても、それとは別に過去の検証は必要である。ヨーロッパ評議会の各機関は、1996年の加盟以来ロシアとどのように向き合ってきたのか、今後のヨーロッパの（そしてそれ以外の地域の）人権保障のあり方を展望するうえでこの問いを避けて通ることはできない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 竹内徹	4. 巻 19巻1号
2. 論文標題 ヨーロッパ人権条約の 強度 に関する一考察--補完性原則および評価の余地理論の明文化を素材として-	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 金城学院大学論集・社会科学編	6. 最初と最後の頁 63-81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 リノス・アレクサンドル・シシリアノス（著）/竹内徹（訳）	4. 巻 第3号
2. 論文標題 70周年を迎えたヨーロッパ人権条約 / 歴史に刻まれる出来事と偉大な進歩：序論的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 人権判例報	6. 最初と最後の頁 12-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内徹	4. 巻 第1号
2. 論文標題 裁判を受ける権利と締約国の再審義務：公正な裁判を受ける権利の侵害を理由とする締約国の再審義務の有無 モレイラ・フェレイラ（第2）判決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人権判例報	6. 最初と最後の頁 22-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内徹	4. 巻 16巻1号
2. 論文標題 中核的人権をめぐる憲法裁判の国際標準化--最高裁判所およびヨーロッパ人権裁判所における性別変更訴訟を素材として--	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金城学院大学論集・社会科学編	6. 最初と最後の頁 25-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------